

千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会 傍聴にあたっての注意事項

1 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議開始予定時刻までに受付で氏名等を記入し、懇談会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、咳エチケットの励行、手洗い、手指消毒の徹底をお願いします。
- (4) 当日受付にて検温を実施します。37.5 度以上の発熱や風邪の症状がある場合や、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は傍聴をご遠慮願います。
- (5) 傍聴を希望される方で手話通訳や車いす等の配慮が必要な方は、事前に事務局担当課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。
なお、ご希望に添えない場合もありますので、御了承願います。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 その他

- (1) 策定懇談会の決定により、会議の一部を公開しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。